

三重県で狩猟をされる狩猟者の皆様へ

**捕獲した個体の放置等の禁止について**

捕獲した個体については、原則として持ち帰るか、風雨等により容易に捕獲した個体が露出しな  
い程度まで埋設すること等により適切に処理することが義務づけられています。

※捕獲個体を適切に処理せずに放置した場合は、30万円以下の罰金または1年以下の狩猟免許  
の効力停止処分を受ける場合があります。

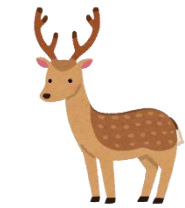
**出猟報告書の正しい記入について**

皆様から毎年、報告いただいている出猟情報は、出猟統計以外に鳥獣対策を推進するうえで、重  
要な情報として活用しています。

出猟報告をされる際には、出猟した場所（捕獲した場所）を正しく記入いただきますようご協力  
をお願いします。

メッシュ番号は、**必ず出猟した場所又は  
捕獲した場所のコード番号を記入**してく  
ださい。

住宅地、市街地、市街地の海岸周辺、鳥獣保護区等の  
狩猟ができない場所、生息が確認されていない場所等  
での報告や、出猟場所が未記入の場合がありますので、  
十分ご注意ください。



**出猟報告【銃猟・あみ猟】**（わなは裏面）

●記入例  
三重県鳥獣保護区等位置図を参照してください。  
メッシュ番号は、必ず出猟した場所又は捕獲した場  
所のコード番号を記入してください。

捕獲していないが、捕獲しようとした猟法  
に○をつけてください。（わなは裏面）

出合数（目撃数）には、捕獲したもの  
も含めてください。（共猟者の重複が  
あっても構いません。）

出猟月	出猟した 市町名	出猟した地域の メッシュ番号			共猟者数 (自分も含む)	鳥獣名 (1行に1種類)	捕獲方法 (○をつけてください。) わなは裏面	出合数			捕獲数		備 考	
		2	2	P				オス	メス	不明	オス	メス		
11 / 10	志摩市	2	2	P	3	イノシシ	装薬銃・空気銃・あみ		2			3	1	
11 / 1	尾鷲市	3	0	G	1	マガモ	装薬銃・空気銃・あみ			5				

※鳥獣名は、具体的な名称を記入してください。（例えば、カモ類であれば、マガモ、カルガモ等具体的に記入してください。）

地図のメッシュ番号が違えば、同じ日でも行を変えて記入してください。

1/2のような書き方はしないでください。共猟者のうち、代表者の一人が記入してください。

※狩猟者登録証と出猟報告書（捕獲報告）については、有効期間満了後30日以内に返納・報告  
することになっていますので、期限内（令和7年4月14日）での返納・報告をお願いします。

**輪の直径が12cmを超えるくくりわなの使用禁止について**

近年、ツキノワグマの目撃が三重県内各地で報告されており、また、年間数件の錯誤捕獲が発  
生していることから、ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、平成30年度から三重県内すべ  
の地域において、くくりわなの輪の直径が12cmを超えるものの使用が禁止になっていますので  
ご注意ください。

※輪の直径が12cmを超えるくくりわなを使用した場合は、50万円以下の罰金または6か月以下  
の懲役の処分を受ける場合があります。

## わな設置後の見回りの徹底について

わなを使用して狩猟をする場合は、狩猟鳥獣以外の鳥獣が錯誤捕獲された際にその鳥獣を速やかに放獣し、鳥獣の保護に重大な支障を生じさせないため、また、動物愛護の観点から狩猟鳥獣については速やかに止めさしを行う必要があるため、1日1回以上の見回りを実施するよう努めてください。

## 銃猟における事故及び違反の防止について

昨今、三重県内で銃猟をする方が、人家の近くや矢先を十分に確認せず発砲し、地元住民の方から苦情が上がっています。

三重県内で銃猟をする場合は、安全に狩猟を楽しむためにも、地元住民の方に前もって連絡をする等、狩猟マナーの徹底をお願いします。

## 細菌・ウイルス等の感染拡大防止のための防疫への協力について

### 1 豚熱等への対応：

今年度の狩猟期において、三重県内で狩猟する際は、以下のとおり防疫措置(消毒など)を徹底してください。

- ① 入猟前、入猟後に靴・衣類、道具、手指、車両、猟犬等の消毒
- ② イノシシを捕獲したときは、捕獲地点・埋設場所などを消毒  
消毒方法は、<別紙（防疫措置の手引き）>参照

三重県内で捕獲したイノシシ及びその肉等は、感染確認区域の外へ持ち出さないでください。（加熱処理したものは除きます。）冷凍した肉等も持ち出さないでください。  
（冷凍しても豚熱ウイルスは感染力を失いません。）

### 2 狩猟の制限の可能性について：

今後の野生イノシシの豚熱感染状況により、感染が確認された地域等での狩猟を制限する可能性があります。

### 3 狩猟税等の取扱い：

狩猟税は狩猟者登録を受ける者に対して課される税金です。狩猟が制限された場合であっても、納税された狩猟税等については返還できませんのでご注意ください。

## 【お問い合わせ先】

三重県庁農林水産部獣害対策課 三重県津市広明町13番地

電話番号：059-224-2020 ファックス番号：059-224-3153

メールアドレス：jtaisaku@pref.mie.lg.jp